

## 総務常任委員会会議録

- |   |       |                              |               |
|---|-------|------------------------------|---------------|
| 1 | 日 時   | 令和7年1月21日（火）                 | 10時38分～11時14分 |
| 2 | 場 所   | 安平町総合庁舎                      | 議員控室          |
| 3 | 出席委員  | 三浦委員長、箱崎副委員長、工藤委員、小笠原委員、内藤委員 |               |
| 4 | 委員外出席 | 多田議長                         |               |
| 5 | 事務局   | 木林事務局長、石塚課長補佐                |               |

---

### 会議の経過

(午前10時38分)

○三浦委員長 皆さんお揃いですので始めさせていただきます。お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。これから第9回総務常任委員会を始めさせていただきます。

早速ですが、3番の請願の審査についてに入らせていただきます。まずこちら先に事務局からご説明をお願いします。

○木林局長 私の方からまず請願の進め方について簡単にご説明を申し上げます。資料の方は請願書の取扱いについてということで、ページでいくと4ページもの、紙の枚数でいくと2枚ものの資料ですが、よろしいですか。

1番目の請願書に関係する憲法の文面ですとか自治法の文面を書いておりますので、こちらご覧になったと思いますので説明は申し上げます。

2ページ目お聞きください。2ページ目の2の請願書の委員会付託と審査についてというところを若干ご説明申し上げます。(3)になりますが、委員会は審査のために紹介議員に説明を求めることができることになっています。また、1行飛ばして請願者を委員会へ参考人として呼ぶことも可能となっています。請願者というのは今回、自治会長さんになります。参考人として呼ぶことも可能となっています。ただし、米印になりますが委員会に招致するためには委員会の議決が必要となっていますので、本日この後説明を求めるということ

であれば委員会で議決をしていただくということになります。(4)ですが、委員会での審査は紹介議員などから請願内容とその理由を聞いて質疑、討論、採決の順で行うとなっています。また、町の説明員からの説明を求めることも可能となっています。次に(5)ですが、委員会は審査の結果を採択すべきものあるいは不採択とするべきものの区分により議長に報告すると、これは規則上そのような規定になっています。また、請願内容の一部については認めがたいが全体を不採択とすることが適当でない場合には趣旨採択あるいは一部採択という方法も使われています。簡単ですが委員会の審査の進め方は以上です。

次に委員会で審査をして結論を出していただいた後の取扱いは、そのページの下の方の3番目になります。請願審査の結果報告と採決についてということでは本会議以降の取扱いを載せてございます。(1)委員会は審査の報告を採択すべきものと不採択とすべきものに区分して議長に報告する義務があるということでは本会議の中で委員長から報告をしていただきます。3ページ目になります、(5)議会は採択した請願で町村長その他の関係執行機関において措置することが適当と認められるものは、これらの者に送付する、文章で送付するということです。議会から送付を受けた町村長その他の関係執行機関は、議会の意志を尊重し誠意をもって措置し、議会からその処理の経過と結果の報告を請求されている時は報告しなければならないと規定されています。

ざっとですが委員会の審査の進め方とその後の本会議での取扱いでご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○三浦委員長 ありがとうございます。只今のご説明を受けた内容で何か質疑等あれば

○小笠原委員 ありません。

○三浦委員長 大丈夫ですね。では、ありがとうございます。

次に紹介議員に説明を求めるかどうかなのですが、どうでしょうか。過去は求めていますよね。

○木林局長 はい、求めています。

○三浦委員長 過去は求めて紹介議員から、まず委員会に議員を呼んでそこで紹介議員の説明を受けた後、紹介議員には委員会だったら出してもらってその後に審議するという形を確かとったと思うので。今回はどのように対応するか、こちら辺含め皆さんのご意見を。議決案件なのでまとめたいのですが、いかがですか。

○小笠原委員 説明貰った方がいいよね。

○箱崎委員 説明はしてもらった方がいいでしょう。

○三浦委員長 皆さんよろしいですか。じゃあ全会一致で説明はいただくということでよろしいですね。

3番目の請願者を委員会で参考人として招致するかどうか。これも議決案件なのですが、どうでしょうか。直近ではどうだったのですかね。その前は呼ばなかったのですよね。その前は呼んでないですね。胆振東部地震の時は呼ばなかった。

○木林局長 呼んでないんじゃないですか。

○三浦委員長 呼んでない。内藤さんの産廃の時は、

○木林局長 要は請願の中身の詳細を紹介議員から説明いただいてご理解いただけたかなと思うのですが、それで不足があるということであれば自治会長を呼ばれた方がいいのかなと思いますね。要望の中身によってケースバイケースだと思いますので。

○三浦委員長 年に一回の地下水の水質検査をしてほしいということですね。どうでしょうか、私個人的には紹介議員さんの説明を受けたら趣旨は理解できると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○小笠原委員 できると思いますよ。

○三浦委員長 よろしですか。

○一同 はい。

○三浦委員長 そうしたら皆さん一致で請願者の参考人招致は求めない。

では4番目。町の担当課、税務住民課からの説明を求めるかどうか。こちらはどうでしょうかね。

○小笠原委員 これ求めたってどうしようもないよね。だってもし否定的なこと言われたら腹立つから。請願書だから別に。

○三浦委員長 いいですよね。

○小笠原委員 採択して届けて、

○三浦委員長 届けて町に進めていってくださいというふうに議会として言っていく方がいいというご意見ですよ。他の委員さんたちはいかがですか。

○箱崎委員 担当課は税務住民課で間違いないですか。

○三浦委員長 地下水の環境なので、税務住民課ですね。

○木林局長 副町長を介してそこに決まりましたので。

○内藤委員 佐々木さんも全然納得していないから。ちゃんと扱ってもらえる気が全然ないので。だって、どこが地下水かも何も全くわからないって言っていました。それでうちにやれっていうのかいって言って怒っていました。結局水道課しか情報を持っていないので、そういう情報が。それなのに税務住民課にやれって言うんだねみたいな。

- 木林局長 担当課からの説明は、今日だけでなく、次回紹介議員から説明も  
らってそこで町からの説明が必要だということであればまた次回そのように決  
定していただければ可能です。
- 三浦委員長 議決すればいいですね。例えば参考人招致も、
- 木林局長 同じです。
- 三浦委員長 今回は求めないで決めたとしても審議を進めるうちにやっぱり必要  
となったら議決すればできるようなので。どうでしょうか皆さん。そのような  
形でよろしいですか。
- 一同 はい。
- 三浦委員長 そうしたら今回は求めないでいきます。また、審議中にそういうご  
意見あればぜひおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願いま  
す。あと審査に必要となる資料、これは、
- 木林局長 委員長。
- 三浦委員長 はい。
- 木林局長 紹介議員の方からも、もし資料があるのでしたら出していただきたい  
というのがありますし、それから各委員さんから例えばこういう資料が必要だ  
とかということであれば、用意できるかどうかもあるのですが、必要な資料  
があればご意見いただきたいなど。それも次回説明聞いて、その上で必要な資  
料がこういうのを用意してくれということであればその時に。もし今の時点で何  
か、こういうの最初からほしいなというものがあればですね。
- 内藤委員 これは私が最初にこの問題を扱った時に厚真とむかわの様子を調べた  
のですが、そこがどういうふうに扱っているかというところは資料としてあつ

た方がいいのではないかなと思います。近隣の町村として。

○三浦委員長 その扱いは調査しているかしていないか。検査しているかしていないかとかですか。

○内藤委員 厚真とかむかわの場合は井戸を掘る補助金だとか、その水道未整備地域に対してのしっかりした対応がされていたので、そのところの資料があるといいなと思います。

○三浦委員長 なるほど。近隣の町村のね。

○内藤委員 そう、その水道じゃない地域にどんな対応をしているかということがわかるといいと思います。

○三浦委員長 そうですね。それはあった方がいいと思います。例えば水質検査をしている町村、していない町村の一覧とか。そういう情報があった方が町にぶつけやすいのかなと思いますけど、どうでしょうか。

○木林局長 はい、わかりました。

○三浦委員長 すみませんけどお願いします。その他また継続していく上でこういう資料が必要となったら求めることができると思うので。他にご意見あればあれなのですが。いかがですか。

○工藤委員 いいですか。

○三浦委員長 はい。

○工藤委員 趣旨として年に1回水質検査を町の責任でしてほしいということを書かれているのですが、これ1回検査したら1年間は安心して水が飲めるのですかというところが僕は非常に疑問なのですが。

また、水道未整備地域において地下水を調査するという方向性なのか、その他水について、水道水を例えば支給してもらおうとかミネラルウォーターを支給してもらおうとか、僕はそういった方が健康を考えた時には安全性が高いのかなと思うのですが、年に1回水質検査を今回要望するというところの胆振の他の地域でもやっていて年1回町で検査してもらっているんだというところがあればお伺いしたいし、その辺の水質検査の頻度というところはどうかかなというところも調査してほしいなと思います。

○三浦委員長 地下水の検査を行っている頻度、対応を含め一覧を出して、

○木林局長 それは各やっているとところがあればやっているとところの事例だとか、あとルール、決まりがあれば決まりも。

○三浦委員長 申請制なのか、全部、全戸きちんとやらないといけないとやっているのか含めということですよ。

○工藤委員 それでこの趣旨の1年に1回の水質検査を町の責任というところの責任は、その水質検査をすることで水が安全だよということを町に保証してほしいということを言っているのか、そうではなくて1回の水質検査だけは町で責任を持ってやってほしいと言っているのか、ちょっとそこのところがどうかかなというところを確認したい。

○内藤委員 今喋ってもいいですか。

○三浦委員長 うん。

○木林局長 いいですか、請願審査の中身は次回、

○箱崎委員 次回。

○工藤委員 次回ね。

○三浦委員長 今回は次回の進め方についてなので、そういう疑問等含め請願者の趣旨がやっぱり説明が必要となって内藤議員が紹介議員なので紹介議員の説明を聞いてもわからない時は、やっぱり請願者を参考人招致してやっていく進め方もあると思うので、そこの細かいところの疑問はまた次回以降になるかと思うので、よろしいですかね。

○木林局長 はい。

○三浦委員長 では今ここまではOKですね、まずは。求める資料についてはOKですね。

次に次回の請願審査の日程についてを決定していきたいのですが、今ここで皆様のご都合含め、いつがよろしいかお聞きしたいのですが。これあれですか。いつの定例議会までに上げた方がいいとかってのがあれば。

○木林局長 前に議長の方から3月定例会までに仕上げしてほしいというお願いをしています。

○三浦委員長 それまでに一定程度の回数ができるように調整したいのですが。1回ぐらい余裕を見て日程組んだ方がいいでしょうかね。次で結審できればいいけど。どうでしょうか。どちらにしても2月中にはやらなければいけないですよ。

○小笠原委員 1回でできるでしょ。趣旨が1回やってくれということは、

○三浦委員長 全然問題ないと思いますけど。まあ念のためもう1回ぐらいできるように余裕持ってもいいのかなと思ったものですから、皆様のご意見を。

○小笠原委員 委員会をかい。

○三浦委員長 1回だめでもう1回参考人招致したいとかって、例えばなったとし



たら余裕を見た方がいいのか、別にそれは必要ないなというのか。3月定例が6日からなので。どうでしょうかね。

○箱崎委員 2月の前段。委員長がもう1回やる可能性もあるかもというのなら2月の前段にやっておかないと。

○三浦委員長 2回やるなら1回月上旬頃に1回やった方がいいのかなと思ったりしたのですが。

○工藤委員 3、4、5は私は大丈夫。

○三浦委員長 3、4、5大丈夫。3が日程調整会議なので、

～日程調整～

○三浦委員長 それでは次回は2月6日（木）10時で。正式に文書出しますよね。

○木林局長 はい。案内出しますので。

○三浦委員長 総務常任委員会の招致の文書は後ほど正式に出しますので皆さんよろしくお願いします。ではこの件に関しては以上でよろしいですか。

よければ次、所管事務調査について。こどもにやさしいまちづくりプロジェクトについて。これ1月14日に全員協議会で一応説明は受けたのですが、総務常任委員会として調査を進めていくかどうか。委員の皆さんのご意見をお伺いしたいのですが、いかがですか。

○小笠原委員 説明は受けたから、この間教育委員会で説明して、やったから。それでも他に疑問があるならそれぞれ議員が一般質問でやっていけばいいでしょう。だって、これ以上開いたって同じようなこと答えるだけであって。

○三浦委員長 発展性はないかなというところですよ。他の委員さんのご意見はいかがですか。他の方、大丈夫ですか。

○箱崎委員 はい、いいですよ。

○工藤委員 いいです。

○三浦委員長 キリのない感じになってしまうので。

○小笠原委員 その中身だから委員長、やっても同じことの繰り返し。

○三浦委員長 そうですよ。またこうだろう、ああだろうって平行線になっていくのが見え見えですよ。

○小笠原委員 やるなら予算だから。予算審査特別委員会でやれるから。予算の中で。

○内藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○三浦委員長 よろしいですか。他にありませんね。大丈夫ですね。ではこの件に関してはやらなくて、また何かあればということで。  
その他何かご意見、気になることがあれば、まずは受け付けます。

○小笠原委員 いや、さっき言われた、総務常任委員会でどうやって進めていくか。

○三浦委員長 さっきの議会改革の。

○木林局長 懇談会の件は総務常任委員会の分を一回まとめて、それを町に出すという話をしたので、そのまとめるものは事務局で整理します。

○三浦委員長 一回作ってくれる。

○小笠原委員 あ、整理してからかい。それから委員長に出して。

○木林局長 はい、それでいいですか。

○小笠原委員 いいです。

○三浦委員長 そういうことで進めます。よろしくお願いします。  
あと議会事務局からは何かありますか。

○木林局長 ありません。

○三浦委員長 では皆さんご協力いただきありがとうございました。これで第9回  
総務常任委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○一同 お疲れ様です。

(終了 午前 11 時 14 分)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、安平町委員会条例第 26  
条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長

---